

平成 27 年度マネジャー資格取得事業 実施要項

- 1 目的 日本体育協会公認のクラブマネジャー及びアシスタントマネジャーの資格取得に関する経費を支援することにより、クラブ運営に必要なマネジメント能力を有する人材の量的拡充を図ることで県内クラブの安定した運営を目的とする。
- 2 対象資格 (1) 公財団法人日本体育協会公認クラブマネジャー
(2) 公財団法人日本体育協会公認アシスタントマネジャー
- 3 条件 (1) 資格取得後は県認定クラブにおいてマネジャーとしての能力を最大限に発揮して永年にわたり活動する意思のある者。
(2) 県からの依頼に対し、各クラブへ指導・助言を行うことで、県内クラブの活性化に尽力する意思のある者。
※クラブマネジャー資格を希望する者は日本体育協会から公認クラブマネジャー養成講習会への受講決定の連絡後に申し込む事とする。
※アシスタントマネジャー資格の取得のための講習会は本県での受講に限る。
- 4 対象経費 (1) 受講料 (テキスト代、受験料含む)
(2) 旅費
※旅費は県の旅費規程に準じる。
- 5 対象者の決定 (1) 定員の超過の有無にかかわらず、(公財) 岐阜県体育協会において、申込者が条件を満たしているかを確認し、提出資料等を基に審査の上、対象者を決定する。
(2) クラブマネジャー対象者の決定は7月中旬を目途に、また、アシスタントマネジャー対象者の決定は10月中旬を目途に本人に連絡をする。
- 6 申請方法 上記の条件を満たしており、本事業を希望する者は、以下の書類を(公財) 岐阜県体育協会まで提出すること。
(1) 提出書類：推薦書【様式1】、推薦調書【様式2】、経歴書【様式3】
(2) 提出期限 (クラブマネジャー) 平成27年7月3日(金)
(アシスタントマネジャー) 平成27年9月25日(金)
- 7 交付決定 (公財) 岐阜県体育協会において、事業申請者から提出された交付申請書を精査の上、適正と認めた場合交付決定し、助成金を交付する。
- 8 証拠書類の整備 証拠書類(領収書)は原本を提出することとし、1枚1枚が重ならないように支出科目別に整理し、A4 版用紙に添付の上、事業実施報告書提出の際に添付する。

- 9 報 告 事業実施者は事業実施後、以下の書類を（公財）岐阜県体育協会に提出すること。
- (1) 提出書類 実績報告書【様式4】、実施報告書【様式5】、収支決算書【様式6】、
証拠書類
- (2) 提出期限 平成28年3月4日（金）
- 10 余剰金の返還 事業終了後、余剰金が生じた事業実施者は、直ちに（公財）岐阜県体育協会に返還しなければならない。
- また、資格取得途中で講習を辞退した場合は、直ちに（公財）岐阜県体育協会に全額を返還しなければならない。
- 11 その他
- ・養成講習会の検定試験において不合格であった場合は、合格に至るまで講習することとし、その際に係る経費は自己負担とする。
 - ・本事業実施要項に示さない事項については、（公財）岐阜県体育協会と事業実施者が協議して、適切に対応するものとする。

岐阜県委託事業